

# 市川市景観計画区域内行為届出書チェックシート（景観重点地区用）

本行為は特定届出対象行為であり、景観法により事前の届出が必要なものと義務づけられ、違反した場合には懲役又は罰金の対象となります。市川市景観計画区域内行為の届出にあたっては、下記のチェックシートを作成し、届出書に添えてご提出願います。

届出日	行為の場所	担当者・連絡先

必要図書	チェック項目（該当する場合は□に「✓」、非該当の場合は「—」を記入）
様式第1号（その2）市川市景観計画区域内行為届出書 （景観重点地区用）	1面 <input type="checkbox"/> 届出当日の日付、届出者（事業者）の住所、氏名を記入 <input type="checkbox"/> 着手予定日※に届出受理日の30日を経過した以降の日付を記入 ※基礎工事（根切り工事、山留め工事など）を除く本体工事着手日 <input type="checkbox"/> 届出内容の公表について同意の有無を示す
	2面（別紙1-1） <input type="checkbox"/> 用途地域及び景観計画におけるゾーン区分を記入 <input type="checkbox"/> 次の項目について仕上げ及び色彩を記入 ・屋根（勾配屋根の場合は記入） ・外壁（バルコニー部分を含む） ・ドア/扉（エントランス扉、玄関ドア等） ・その他（屋外階段、手摺、ルーバー、着色されたガラス窓等）
	3面以降（別紙2） <b>【景観形成基準】</b> <input type="checkbox"/> 配置：各種協定、地区計画、風致地区等で壁面後退が定められている区域において、門や外壁の位置を合わせるなど配置の連続性を保っている（その他の区域については非該当項目） <input type="checkbox"/> 外観デザイン：各種協定、地区計画、風致地区等によりデザインが統一されている区域において、外観デザインの統一感を保っている（その他の区域については非該当項目） <input type="checkbox"/> 付帯設備など：建築物本体と類似、又は調和する素材・色彩・形態を用いたり、囲いを設けるなど目立たない工夫をしている <input type="checkbox"/> 色彩：別紙1-1の建築物・工作物の色彩が色彩表の範囲内（一部除外規定有り）で、寺町らしい風情に配慮している。推奨色を使用している。 ※景観要素（自然、建築物等）は周辺写真から確認できること
	<input type="checkbox"/> 特に景観上配慮した事項を該当欄に記入（その内容が配置図や立面図等で確認できること）
委任状	<input type="checkbox"/> 届出者（事業者）が代理人（別紙1-1）に委任（原則、3か月以内のもの） <input type="checkbox"/> 「景観法に基づく届出等に関わる一切の権限」等について委任
位置図	<input type="checkbox"/> 方位及び縮尺が示されており1/2500以上である（A3サイズに収まらなければ小さい縮尺も可） <input type="checkbox"/> 行為箇所及び周辺写真の撮影箇所（撮影方向）を示す
配置図	<input type="checkbox"/> 方位及び縮尺が示されており1/100以上である（A3サイズに収まらなければ小さい縮尺も可） <input type="checkbox"/> 別紙1-1の建築物・工作物（門又は扉、建築設備など）及び植栽（低中高木の別）を示す
立面図	<input type="checkbox"/> 縮尺が示されており1/50以上である（A3サイズに収まらなければ小さい縮尺も可） <input type="checkbox"/> 全ての面 <input type="checkbox"/> 別紙1-1の建築物・工作物（門又は扉、建築設備など）及び植栽イメージを記入し、各部のマンセル値を標記（自然素材は素材名を示すことでマンセル値標記不要） ※主となる建築物の立面図にパースや外構図の別添も可 <input type="checkbox"/> 色彩表範囲外の色彩を使用する場合は、使用面積の各面における割合を示す <input type="checkbox"/> 出来る限り近似のカラーで着色（モノクロ立面図にカラーパースの別添も可）
周辺写真	<input type="checkbox"/> 2箇所以上から撮影（カラー） <input type="checkbox"/> 周囲の状況（自然、建築物等の形態・色彩など）が分かる写真であり、計画地をマーク
市川市景観計画区域内行為事前協議書 様式第5号の2	<input type="checkbox"/> 街づくり計画課の受領印が押された事前協議書の写しを添付 ※次の行為を行う場合には、届出の30日前までに市川市景観条例に基づく事前協議が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積が10㎡を超える建築物の新築、増築、改築</li> <li>・建築物に該当する機械式自動車等駐車場で、高さが1.5m又は築造面積が300㎡を超えるものの新築、増築、改築</li> </ul>